

(公印割印省略)

2 小 長 第 1 5 6 号
令 和 2 年 4 月 1 0 日

市内地域密着型サービス事業所 管理者 殿

小郡市長 加地 良光
(市民福祉部長寿支援課)

緊急事態宣言後の介護サービス等事業所の対応について (通知)

令和2年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、緊急事態宣言が行われ、緊急事態措置を実施すべき区域として本県が公示されるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が危惧されます。

については、サービスの提供にあたり、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」を参考に感染予防対策を改めて徹底してください。

また、職員や入所者等が感染症に罹患した場合に備え、業務の優先順位や法人内での応援体制の整備により、サービスを継続するための事業継続計画を策定し、事前の対策に努めてください。事業継続計画の策定にあたっては、「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」等を参考にしてください。

なお、貴施設等において、感染拡大を防止するためにサービス提供の縮小や自粛を行う場合は、入所者、利用者等に対して必要な支援が提供されないことがないように、本人又は家族、介護支援専門員等と相談するなどして、サービスの利用調整や代替サービスの確保等に努めてください。

併せて各施設の入所者、各事業の利用者並びに職員がPCR検査を受けるなど、感染が疑われる場合は、速やかに別紙の事項について長寿支援課介護保険係まで御一報願います。

○参考

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」

<厚生労働省ホームページ掲載場所>

ホーム<政策について<分野別の政策一覧<福祉・介護<介護・高齢者福祉

<トピクス一覧<2019年4月12日掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/ninchi/index_00003.html

「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」

<厚生労働省ホームページ掲載場所>

ホーム<政策について<分野別の政策一覧<健康・医療<健康<感染症対策情報 <インフルエンザ(総合ページ) 社会福祉施設・事業所の事業者の皆様へ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

別 紙

【報告内容】

- ①事業所名等（法人名、サービス種別、入所・利用者数、職員数）
- ②対象者名、年齢、性別、住所
- ③検査をした経緯（有症状で PCR 検査を実施したのか、濃厚接触者と判断され PCR 検査を実施したのか）
- ④発症までの経緯（発症の日時、発熱の状況、倦怠感、息苦しさ、医療機関への受診状況など）
- ⑤発症日以降のサービス利用及び出勤の有無
- ⑥PCR 検査日、検査結果予定日
- ⑦対象者が接触した範囲（わかる範囲で職員数、入所・利用者数）
- ⑧陽性となった場合、職員が自宅待機したときの外部からの職員の応援体制、休業又は規模縮小した時の入所者・利用者の代替サービスの確保
- ⑨保健所の連絡の有無、保健所からの指示内容
- ⑩衛生用品の備蓄状況（マスク、アルコール消毒液、防護服、ゴーグル）

■報告先

小郡市役所長寿支援課介護保険係
TEL：0942-72-2111